

平成30年

区民委員会会議録

とき 平成30年7月3日

品川区議会

平成30年 品川区議会区民委員会

日 時 平成30年7月3日（火） 午前10時00分～午前11時33分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員	委員長 本多健信君	副委員長 浅野ひろゆき君
	委員 渡辺裕一君	委員 のだて稔史君
	委員 大倉たかひろ君	委員 藤原正則君
	委員 田中さやか君	

出席説明員	堀越地域振興部長	伊崎地域活動課長
	遠藤協働・国際担当課長	菅生活安全担当課長
	提坂戸籍住民課長	山崎商業・ものづくり課長
	安藤文化スポーツ振興部長	立川文化観光課長
	池田スポーツ推進課長	辻オリンピック・パラリンピック準備課長

○午前10時00分開会

○本多委員長

ただいまより区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 第7回 品川区・ポートランド市 青少年スポーツ交流事業について

○本多委員長

はじめに、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)第7回 品川区・ポートランド市 青少年スポーツ交流事業についてを議題に供します。本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○遠藤協働・国際担当課長

それでは、私から、第7回 品川区・ポートランド市 青少年スポーツ交流事業についてご報告申し上げます。この事業は昭和59年、1984年に姉妹都市として締結しましたアメリカ合衆国メイン州のポートランド市と、3年後の昭和62年、1987年に第1回スポーツ交流事業として少年野球の相互派遣を行いまして、それ以降、おおむね5年ごとに実施しまして、今回7回目の開催となるものでございます。両区市の青少年がスポーツを通じて相互理解と友情を深めること、また、一般家庭にホームステイすることによりまして、異文化を理解し、国際理解を深め、国際人育成に寄与するものでございます。

なお、運営にあたりましては、教育委員会と学校部活動の協力をいただいております。

1. の事業概要のところをご説明します。

(1)、まず実施主体、こちらは品川区と公益財団法人品川区国際友好協会で行います。

(2)内容でございます。まず、ポートランド市から品川区にお見えになります。品川区での受入という形になります。期間が7月23日月曜日から8月1日水曜日までの10日間、選手数は11人でございます。次に、ポートランド市への派遣、こちらから品川区のお子様が行くという形になります。こちら、8月6日月曜日から8月17日金曜日までの12日間、選手数が12人でございます。

(3)対象者でございますが、区内の中学生、8年生・9年生になります。

(4)種目、こちらは女子バスケットボールになります。

(5)試合会場、品川区におきましては、全て総合体育館となっております。

滞在形態でございます。(6)でございます。どちらもホームステイということで、品川区でも11人に対して11家族、ポートランド市、12人派遣のところを12家族というふうになっております。

次に、2. 区内交流試合日程でございます。まず、7月25日水曜日10時から開会式を行いまして、開会式が終わった後、1時間ほどあきまして、全チームによるトーナメント戦を行います。チームは全部で5チームが参加することになりまして、ポートランド市のチーム、それから品川区の派遣チーム、そのほかに中学校から3チームということで予定しております。なお、その3チームにつきましては、都大会などの日程のため、現在どこの中学校が参加できるか調整しているということでございます。26日から28日、こちらの期間がポートランド市のチームと、各中学校のチーム、そのうち1

日1校が対戦、最終日の31日が品川区の派遣チームとポートランド市の派遣チームの対戦という形になります。

なお、本事業の周知につきましては、既に国際友好協会発行の友好協会だより、それから7月11日号の広報しながら、ホームページなどで周知してまいります。

○本多委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

種目が女子バスケットボールということで、最初は野球だったということなのですけれども、女子バスケットボールになった経緯などあれば伺えればと思います。

○遠藤協働・国際担当課長

今回、バスケットボールだけになってしまった理由なのですが、本来、野球は今まで6回全て続けてきたところなので、野球もということではあったのですが、どうしても先方で野球の人数を出すことが難しいような話がありまして、バスケにつきましても、本当は昨年やる予定ではあったのですが、去年は都合がつかなくなりまして、今年1年ずれ込んだような経緯がございます。以上で、そういった形の調整の結果、バスケットボールという形になったものでございます。

○大倉委員

教えていただきたいのですが、ポートランドからの派遣で来る方たちに、日本から行くほうも事前にいろいろ学んで文化などを知って行くのだと思うのですが、ポートランドのほうからも日本の文化なども勉強したり学んでから来てという中で、うまく交流をしていきましょうねという話があるのですか。どのくらい連携をしながら、こういうのをやりますという情報を出しながら、例えば、どんたくがこの時期はあったり、何かほかのイベントも参加するというのもしながらなのかと勝手に思っているのですが、その辺の情報などを出しながらの交流というところでは、どのような連携をされているのでしょうか。

○遠藤協働・国際担当課長

まず、品川区から先方、ポートランドに行く派遣の子どもたちにつきましては、おおむね3回ほど、夜の時間、学校が終わった後に集まっていたいて、日本の文化などを向こうに伝えるような形のもので、いろいろ研修と言いますか、あとは、向こうで品川音頭などを踊るというような話は聞いております。それから、先方とのやりとり、事前に協議というのは特に行ってはいないのですが、ポートランドのお子様方がこちらにお見えになったときに、品川区とポートランド市が結びついた経緯だとかということで、品川歴史館や大森貝塚などを回って、あとは歴史館には茶室がありますので、お茶の体験とか、あとは戻ってきてから印鑑を彫るというような文化的なプログラムをこちらで用意して、そういうものを日本の文化として説明をさせていただくということで考えております。

○大倉委員

それで、例えばいろいろな交流をした中で、行った子たち、また来てもらった方たちのアンケートのような、どうだったというようなものを行っているのかどうか。そういうのがあったら、5年に一度ということではいろいろな意見が出てくる中で、直接、例えばポートランドの方たちの日本のイメージとか、こういうのに興味があるという何か、文化でもいいですし、例えば、秋葉原がすごい、行ってみたいといったような情報をとってくるようなことを行っているのかどうかを教えてください。

○遠藤協働・国際担当課長

日本の子どもたちが行った感想などにつきましては、帰国報告会というのを行っておまして、その中でいろいろと子どもたちから実際に、輪になって皆でいろいろ話を聞くという会がございます。

ポートランドの方の意見を聞くというのは、直接お子さんから聞く場面ですと、さよならパーティーという一同に会する機会がありまして、そこで直接話を聞くぐらいしかないのと、あとは間に入ってくれたポートランドの引率の方などを経由して、どうでしたかというような話ぐらいしか、今はできていない状況ですので、今ご意見を伺いましたので、もしアンケートなどをとれる機会があれば、考えてみたいと思います。

○大倉委員

まさに直接、日本のイメージというところで聞ける機会でもあるのかなと思います。これからどんどん交流が進んでいって、国際都市品川を目指す中で、1つこういったこともいいのかと思いましたので提案します。

○本多委員長

ほかにいかがでしょうか。

○渡辺委員

実施主体の品川区と友好協会のこの2つの考え方、評価であるとか検討、この事業自体に対して、その情報、内容を教えてください。

1つ目は、まずこの事業、スポーツ交流とうたっている中で、種目の話が出ました。野球がなくなって、経緯を見ていると、どう考えても縮小していっていますよね。以前聞くと、相手の都合もあるということでしたが、主体である区や友好協会としたらこのままでいいのか、あるいは時節も含めてスポーツというものの見方が、制度が開始されたのは昭和ですよ。そこから比べたら、はるかにスポーツの位置づけが違うと思うのですよ。そういう課題意識を持っているのか、このままなのか、その辺をまず教えてください。それと、それは種目であるとか規模ですね。人数。人数もこれは12名、11名ではたしていいのかどうか。国際化と言われていて、これが昔より減っているとか、あるいはスポーツの位置づけが、やりましようと言っていて、種目が1つなのかと言ったら逆行していますよね。それがまず1つ。

もう1つは、国の対象国、提携国と言ったらいいか、これもさまざまな場所で見直し論もあるだろうし、拡充論もあるだろうし、議会からも要望させてもらっていて、結局、対象国は昭和のままのような気がするのですね。なぜここまでそのままなのか、逆に言うと不自然ではないでしょうか。やはり、もう世の中30年たっている中で、アジア地域に目を向けるとか、そういうことが一切合財ないように見えるのが、このスポーツ交流からも見えるので、この2点をまず教えてください。

○遠藤協働・国際担当課長

まず、スポーツ交流の種目と言いますか規模というところでお話をいただいたと思います。確かに野球、昔はテニスとかサッカーなどもやられていたということで伺っておりますので、そういったところからすれば確かに縮小になっているのかということがあります。こちらのほうとしても、スポーツ交流を行っているのはポートランド市だけになっておりますので、できればこのまま続けさせていただきたいというところ、この事業自体もスポーツの交流ということで大変重要な位置づけだとは思っているところなので、引き続き先方と協議しながら、もし5年に一度が難しいということであれば、いろいろと工夫などして、実施時期などのお話もいただきましたが、なかなか中学生も年中忙しいというところがありますので、どうしても夏休みになってしまうところもあるかと思いますが、いろいろ工夫して行

わせていただければと思います。

それから、今回の人数が、減ってしまっているというお話でございますが、スポーツ交流という面では少なくなっておりますが、国際交流というところになりますと、ニュージーランドのオークランドには毎年30人のお子さんを派遣しているというところがありますので、全体としてはそう減ってはいない、今までの規模が保っているのかなというふうに思っておりますので、また改めてその数字についても逐一検討しながらやっていこうと思っております。

最後に対象国、この3都市以外のところで、アジアが最近増えているので、そういうところはどうかということなのですが、改めて友好都市として締結すると、要するに包括的に締結するというのはなかなか世の中の流れからも少なくなっているのかと思っております。ただ、よく公式訪問などは結構おいでいただいていたっておりますので、個別にいろいろなところとの対応、あるいは大使館などいろいろな部分でのやりとり、文化的な交流などもさせていただいておりますので、そういうところで徐々に国際交流という面でやるような形でいければと考えております。

○渡辺委員

各論はともかく、この制度を今回見ていて思ったのは、やはりあまりにも、今のご答弁を聞いていても無理があるのではないかと思っているのですね。それは何かと言うと、やはりこれがベストなのかと。方法論で。例えば対象で中学生だと課題があるのであれば、ほかの検討がなされたり、あとは1回実施するとか、ずっと同じまま踏襲しているだけに見えてしまうのですね。それが積もり積もっていくと縮小していつている現象があるような気がしたので。そういった議論が、行政内もそうだし、友好協会の中で意見として、最後に教えてください、出ていて検討がなされてこの結果なのか、あるいは何となく進んでいて、実は最近は出ていないとか、検証の仕方ですよ。これはどこかで言わないとだめな気がするのですよ。言えるところが限られる中で、ちょうどこの区民委員会が適切ではないかと。この機に。このスポーツ交流もそうだし、それにかかわる国際交流全般にかかわるものだと思うのですよ。あまりにも制度がマンネリ化している。時代に即していなかったりするような気がするのです。包括的になります。その辺のお考えを教えてください。

○遠藤協働・国際担当課長

この部分の見直しと言いますか、今までのをずっと引き続きやっているだけではないかというご指摘かと思いますが、先ほどお話ししたとおり、1回中止になりかけたこともあり、事務レベルではあるのですけれども、なかなか今後そのままポートランド市のほうで引き続きやっていただけるものなのか。ただ、ポートランド市とは三十四、五年の付き合いがあるので、その付き合いをやめるというのもどうかというのがあって、できれば基本的には続けていくのがいいという議論はさせていただいているのですけれども、ただ、おっしゃるとおり、このまま縮小と言いますか、どんどん尻すぼみという、数字だけ見るとまさにおっしゃるとおりかと思っておりますので、新しい方法なども、ポートランド市との付き合いなども含めまして、いろいろと友好協会と一緒に検討していければと思っております。

○渡辺委員

要望で最後。ポートランド市に全然こだわっていないと思うのですよ。おそらく、多くの方は。僕は多分、エリアだと思うのですね。大陸別ではないのか、大陸別と言うのか、多分、言葉の圏内もそうですし、地域的なもの。ポートランド市はポートランド市でももちろん歴史もあるからとなるけれども、そこで閉塞感があるのだったら、やはり対象国の見直しとか、あるいはもっと、今は3つなり4つなりにとどめている場合ではないような気がするのですね。やはりアジア圏を中心とした新規というものは検

討すべきと思いますが、それを要望と兼ねてご答弁をお願いします。

○遠藤協働・国際担当課長

対象国の見直しも含めてと言うか、もっと広い見方というところでご指摘をいただきましたので、いろいろな観点でこれから考えていければと思っております。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(2) しながわ文化プログラム推進事業助成金について

○本多委員長

次に、(2)しながわ文化プログラム推進事業助成金についてを議題に供します。本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○立川文化観光課長

それでは、報告事項(2)しながわ文化プログラム推進事業助成金についてご説明いたします。

まず、助成金の目的でございますが、東京2020大会の開催を契機とした文化芸術イベントを通じ、文化面での機運醸成を図るため、品川区を拠点とする団体等に対して事業経費の一部を助成するものでございます。

次に、助成金の概要ですが、(1)助成内容としまして、総助成対象経費の2分の1を助成し、上限は200万円、下限は20万円でございます。助成対象経費は、会場や舞台の使用料、出演・演出者への支払い、会場設営や運営に要する経費、パンフレットやポスターの印刷費、広告宣伝費等でございます。

(2)対象とするイベントは、①から⑤まで全ての要件を満たしている企業で、①区内で実施するもの、②区民が気軽に文化芸術に触れ親しめること、③オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運醸成またはレガシーの活用にあ資すること、④継続実施が可能な事業であること、⑤鑑賞者、ワークショップ等の参加者見込みが200人以上の規模であることとございます。対象とならない主な事業としましては、営利、宗教、政治的な宣伝・主張を目的とするもの、また、カルチャースクールや同好会等が行う発表会や定期演奏会等とございます。

(3)対象とする団体としましては、①区内の町会・自治会、商店街、②区内に事業所など活動拠点を置き、2年以上文化芸術分野での活動実績のある、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、③区内に活動拠点を置く団体により構成され、主たる団体が2年以上文化芸術分野での活動実績があり、特定の事業実施を目的とする非営利の実行委員会とございます。

3、本年度の予算は1,000万円となります。

4、助成金の周知につきましては、区の広報しながわや募集チラシ、区ホームページで行います。申込の締め切りは7月30日とございます。

○本多委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

なかなかイメージができないところもあるので伺いたいのですけれども、対象イベントの③のところ、オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運醸成またはレガシーの活用にあ資することと

ありますけれども、このレガシーの活用に資するということがどういうことなのか、イメージできる形で説明いただければと思います。

あとは、対象イベントの⑤のところで、参加見込みが200人以上の規模のイベントだということで、この200人とした根拠、理由があれば伺いたいと思いますし、あとは区内でこの規模のイベントというのはどのくらいあるのかということで伺いたいと思います。

○立川文化観光課長

3点ご質問をいただきました。

まずはレガシーの活用という部分でございます。2020東京大会につきましては、競技大会後に残る有形・無形の社会的遺産というものをレガシーと言っているところでございますけれども、例えば、今回パラリンピック開催に伴いまして、区としていわゆる障害者アートの普及目的でアール・ブリュット展というのを開催してきているところです。こういったことは大会後も定着して普及・促進する、こういったことをイメージしていただければと思っております。

また、200人以上の根拠でございますが、区内のホール、例えば五反田文化センターのホールですと大体250人ですとか、例えばひらつかホールですと360人、きゅりあんの小ホールも300人ですね。そういった意味で、いわゆる小ホールぐらいのイベントですと大体200人以上というところがございます。

また、こういったイベントがどれくらいあるのかというのは数字を持ち合わせておりませんので回答を控えさせていただきます。

○のだて委員

レガシーの活用のところでは、今アール・ブリュットのお話がありましたけれども、この間、その話は結構あるのでイメージはしやすい。もしほかに何か例があれば伺いたいと思います。

あとはイベントの200人の規模のところ、結構この規模が小ホールレベルだということでしたけれども、大きな規模なのかというイメージをしているのですけれども、結構多くの数がこういった規模であって、多くの文化振興を行っている団体がこの助成を受けられるのかどうかというところを伺いたいと思います。

○立川文化観光課長

レガシーのほかの例ということでございます。イメージしやすいのは、例えば今回のオリンピック・パラリンピックの機運醸成を目的として、新規の事業、または既存の事業を、オリンピック・パラリンピックに向けて皆で楽しめる事業に、より充実させていこうという、そういったことをこの助成金によって盛んになったらいいと考えておりますので、そういった区民の活動が盛んになるということは、大会後もレガシーとして残るといふふうに考えているところです。

200人が多いか少ないかということでございますが、例えば、文化観光課の所管で、きゅりあんですとか、荏原平塚の総合区民会館ですとか、あとは荏原文化センターなど、ホールを持っているのですけれども、やはり人数規模として300人前後というのはかなりちょうどいい感じと言う団体が多いですね。1,000人以上のホールになりますと、やはり集客がかなり難しいというところですので、ですから、この200人という目安というのは妥当な数字なのかなというところですね。

3番目なのですが、どれぐらいの団体が助成を受けられるかということなのですが、開催規模によりましては上限200万円ということですので、そういった規模の申込が、例えば5件ありますと予算が満額ということになります。ただ、もっと小規模のイベントをやりたいという団体が多

数あれば、最低レベルの助成額ですと50団体が助成対象になると考えております。

○のだて委員

小ホール、200人から300人の規模が妥当ということでしたけれども、それはこの助成の額なども見て妥当ということなのですかね。わかりました。ちょうどいいと言うのはそういうことかということもあるのですけれども。その中で、予算額の中で今5件から50件ということでしたけれども、この規模のイベントをやっている、できる団体がどれだけあるのかと思うのですけれども、あまり限定されたところではなくて、広くこれが利用できるようにしていただきたいと思います。

○田中委員

まず、しながわ文化プログラム推進事業助成金について予算書を調べてみたのですけれども、予算書のどこに当たるのかということで、しながわ文化プログラム推進事業負担金になるのかと思うのですけれども、その場合だと2,100万円の予算がついていたのです。事項別を見ても内訳がわからないというのと、今まで行われてきた事業ではないのですよね、ということと、あとは予算書にこうやって書いてありますというのが、この資料の中にも書いてあったらよかったなというのと、あとは予算の内訳を聞きたいのと、対象団体に対する審査の方法について伺いたいのですけれども、お願いします。

○立川文化観光課長

予算書は187ページ、2,100万円ということで計上しております。内訳につきましては、予算案を調整する段階での内訳というのは、ざっくり申しますと、金額の規模によって大体7件ぐらいの事業は予定していたところです。それで、実際の中身としましては、団体からの申込により申請があった場合に、区との共催にしようということで、予算書では事業の負担金ということで当初考えておりました。それで今回この助成金ということになりましたのは、この6月に文化芸術振興協議会を立ち上げました。そうしますと、区の共催などではなくて、団体が独自に事業を実施したいという声も、前年の準備会等でもいただいておりますので、この負担金の枠を使いまして、1,000万円でございますが、助成金ということで事業をつくらせていただいたということです。

審査の方法でございますが、審査基準を4点設けておまして、まず1点目が事業の実現性、2点目が機運醸成、レガシー創出に資するかどうか、3点目が区民への意識啓発、貢献度、効果等が認められるか、4点目が経費の獲得で、この4点を審査の基準にしております。

○田中委員

2018年、今年6月に立ち上げた文化何とかというところをもう1回教えてほしいのと。ごめんなさい。聞き取れなくて。立ち上がったものの報告、そういった書面は配られましたか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕配られていたらすみません。私が見ていませんでした。

そして、審査方法はわかりました。審査員はどのような方がそろっているのかというのを教えてください。

○立川文化観光課長

振興協議会につきましては、昨年度、今年2月の区民委員会で前課長が説明したところです。

それから、審査の審査委員でございますが、審査会につきましては、私と、オリンピック・パラリンピック準備課長、また文化振興係長、オリンピック・パラリンピック担当の主査、この4名が中心になりまして審査するものでございます。

○田中委員

なぜ今このような質問をしたかと言うと、去年9月の補正に出ていた品川区地域資源活性化事業補助

制度のときに、補助金のつけ方が、事項別を見ても内訳がわからなかったり、当初予算以上のものが補正でついてしまったりということがあったので、その辺が不安で聞いてみました。

○本多委員長

よろしいですか。

ほかにいかがですか。

○渡辺委員

すみません。1点。助成金の2分の1の助成の意味合いを教えてください。初めての取組みなので、難しい判断だと思うのですが、それと対象団体との兼ね合い。書き方の順番では、町会、自治会、商店街から始まって、地域型なのだろうと想定はするのですが、では、地域事情の中で2分の1と言ったときに、この文化プログラムをやるという、情報発信も含めてやっていくというときに微妙な兼ね合いが出てくると思うのです。2分の1と言うと、やはり事業者さんが絡んで、採算性があれば2分の1はオーケーだよという見方が1つ有力にあると思うのです。地域で採算性もなく、でも趣旨としたらもっともだよということをやるときに、2分の1を自己負担かという二の足を踏んでしまうケースがあるやに思うのです。そういったときに、2分の1がちがちで行くのか、今後推移を見ながら弾力的に団体とか実施目的によったらパターンが2つぐらいになってもいいのかなど。事業者タイプと、全く地域の非営利な任意団体パターンと、先行き。議論はあったかと思うのですが、スタートはとりあえずこうだろうというところかなと推測はするのですが、その辺のお考え、結論に至った考えとか、望ましい形と言うのですか、想定も含めて教えてください。

○立川文化観光課長

なぜ2分の1かというところですが、こちらは国や都、他団体が文化芸術活動に対してどういった助成をしているのかというところを研究してまいりました。そうしますと、2分の1というところが圧倒的に多いというのがまず1点です。2分の1を各団体が負担するというと、入場料収入であるとか、企業からの協賛の収入であるとか、あとは寄附であるとか、あとは参加者が負担金を出すということになると思います。一般的な芸術活動というのはそういう枠組みでなされているということを考えますと、2分の1というのは妥当なところかと考えたところでございます。

もう1点の、地域団体が実施する場合に2分の1というのはかなりハードルが高いというところですが、確かに半分を例えば町会・自治会が負担するということになりまして、最低の補助金額が20万円ですので、総額40万円以上の事業を実施するということになりまして2分の1が助成されるということですので、では20万円をどういうふうに捻出するかというのはなかなか難しいというのは区のほうでも考えているところです。ただ今回、ゆくゆくはその辺もカバーできるような助成金にしたいと考えておりますけれども、今回、助成金が始まったばかりですので、2本立ての考え方をとり入れてしまうと混乱する場合もあるかということで、今回はシンプルな形で始めさせていただくというものです。

○渡辺委員

本当に企画自体はものすごくすばらしい、タイミングと言い、地域ニーズに合っていると思います。手探りだったり、第一歩目が大事なので、しっかり支えるべき事業だと思いますので、今後の推移を見ながら弾力的に検証していただければと思います。

○大倉委員

まず、実効性の担保というところと、効果測定というところで教えていただきたいのですが、これは先ほど区内のホールの規模が200人か300人のところが多いと、でも、今の私の感覚で言うと、稼

働率がかなり高い。そういったときに、そこをきちんととってこれをやっていくというのは結構大変なのかという思いもあるのですが、その辺の協力など、例えばもう既にやっている団体がこの補助金を使ってそれをやることも可能なのかなど、その辺を教えてもらいたいのと、あとは継続的实施可能な事業ということで、これはどのくらいを見込んでやっていて、例えばこれを1回使ったら来年も使えるのかどうか、再来年も使えるのかどうかも含め、ずっと上限200万円を補助していくのか、その辺の考え方と、先ほど渡辺委員からお話がありましたけれども、金額の考え方ですね。400万円で上限200万円ですと、ペイしようと思ったら、ひとり2万円のチケット代とか、あとは協賛などがいろいろもらえるのかどうかも含めて、結構大変なのかというところで、もう一度改めてお話を聞ければと思います。

あとは効果測定、これは、では1回、継続的实施が可能だということ所で言うと、ああ、これは大丈夫だなとか、これは本当に大丈夫なのかとか、本当に継続できますかというところの効果をどのように測定していくのかというところを教えていただきたいと思います。

○立川文化観光課長

確かに区内のホールは稼働率が高いので、なかなか日程を確保するのが難しいところは、今、委員がご指摘のとおりでございます。こちらのイメージといたしましては、ホールにこだわっているわけではなくて、例えば屋外のイベントで、それはそれで構わないというふうに考えているところです。実際に文化芸術活動を2年以上継続してやっている団体ということなので、各団体とも年間を通してどの時期にどういった催し物をするかというのは日程が組まれている状況でございますので、そこに新たに新規で事業を立ち上げるというのはなかなか難しいかと考えております。そうしますと、既存の事業をオリンピック・パラリンピックに向けて、どうアレンジしていくか、どう充実させていくか、そういったことをこの助成金が出るということでプラスアルファの部分を、今までやってきたイベント等に加えていただければ、事業を実施する側の負担もそれほど高くなりならず、また日程の確保等についてもある程度見込めてできるのではないかと考えているところです。今後、事業の継続性とか予算についてどうかというところなのですが、実際に今回事業を申し込んで来られる団体というのは、組織もしっかりしていて、活動実績も当然何年もあるところというふうに考えておりますので、そういった安定した団体について事業が継続できるというのは、活動実績をもって判断できるかと考えております。予算につきましては、今回の助成についてはしながわ文化プログラム推進事業ということになっておりますので、こちらはオリンピック・パラリンピック開催に向けてということでございますので、開催後、こういった形・名称でこの助成金制度を残すかというのは、今後考えていきたいと考えております。

○大倉委員

わかりました。では、まずは、例えば今あるものをバージョンアップしていくということでわかりましたけれども、それが今、この補助金がある間はずっと使い続けられるものなのか。同じ事業者が、予算額が1,000万円しかないですよ。同じところがずっと使っているとほかのところが使えなくなるということもあるのかというところで、縛りがあったりするのか、その辺を教えていただきたいのと、今後、この助成金のあり方は考えていくということだったので、そこだけお願いします。

○立川文化観光課長

ご指摘のとおり、予算額に限りがありますので、継続して助成が受けられるかというのは、申込の状況等、今後その辺を勘案して、区のほうでもいろいろ工夫していく必要があるかと考えています。例えば、応募する団体が多く、また内容がすぐれていて、審査の基準もクリアするということになりますと、

やはり予算が限られている限り、その中から採択されない団体というのも出てくるというところからです。ですから、今後につきましては、実際に申し込まれる団体と予算額の関係については、今後検討していく必要があるかと思っております。

○大倉委員

最後に。しっかりとした効果測定をしていただきたいというところがあります。やって、規模を大きくしてやっていた、この補助金が使えなくなったら規模をまた縮小してしまいました、でいいとは思わないので、その辺もしっかり、事業が安定して継続できるような補助金の使い方を、しっかりと考えながらやってもらったほうが、ずっと続けていくという意味ではいいのかと思いますので、その辺も留意しながら進めていっていただければと思います。

○藤原委員

今までイベント系と言うか文化系と言うか、そういうのに助成を出していたことがあるではないですか。この対象とならない主な事業のところに、「宗教的または政治的な宣伝」というような文章があえて出ているのですけれども、私はあまり、こういう文章として出てきたのは記憶にないのですね。ある意味、それはそうだよねと言うか、当たり前だと思っているのですけれども、でもあえて文章にこういうふうに出てくるというのは、何か課長、特に何かそういう思いがあるのか、また、過去のそういうイベントとか助成について、宗教的もしくは政治的な宣伝を疑われるようなことがあったのか、そういうのがあったからこういうことをあえて書いたのか、教えていただけますか。

○立川文化観光課長

営利、宗教、政治でございます。実際にイベント等を打つ団体がいろいろございまして、それで、これは文化芸術の国や都の助成金と、文言としましてはその辺から引っ張ってきたというところがございますので、区が独自にあえて載せたというよりは、文化芸術の分野ではイベントなどについて、イベントホールであるとか、集会所で人を集めて何かを実施するというところがございますので、その辺に営利目的であるとか、宗教的または政治的な勧誘・宣伝を目的とする、そういった会合というのが過去になされたことがあったということがあるのだと思うのですね。そうしたことも踏まえて、あえてそういった内容の場合は対象とはしないというのをはっきりうたうということが、芸術関係の助成金の流れということでございます。

○藤原委員

ということは、今度からここだけではなくても、こういったイベント系の助成金というのはどこでも出てくると思いますが、今まで私はある意味常識、当たり前だと思っていたのですね。区が助成などを出している公のものは、宗教や政治などの宣伝はしてはいけないと言うか、それが当たり前という印象があったのですけれども、あえてこういう形で文章が出るということは、これから何かイベント系の事業に助成するときは、ほかの課のことはわからないと思うのですけれども、これを出していくのですか。区としては。毎回こういうイベント系などそういうものに助成する場合に、「ただし宗教とか政治的な」というのを、文章でこれから出していくような方針にしていけるのでしょうか。

○立川文化観光課長

区としての答弁は私はできませんけれども、文化観光課所管の事業につきましては、こういった文言は助成金を交付する際には出していくということです。

○浅野副委員長

文化プログラムの助成金ということで、その中で対象のイベント、2番の全ての条件を満たしている

事業ということで、継続実施が可能である事業であることとうたわれていますが、大体こういうイベントの場合は中心的な人またはグループがあって、そこがある程度引っ張りながらそういうイベントを築いていくのかなというふうに思うわけでありすけれども、継続というのはいつまでの継続なのかというのが気になりまして。当然、オリンピック・パラリンピック開催に向けてということで、その前後ぐらいいまでは続けていられるのかと感じているのですけれども、問題はそこで大成功した上で、さらにその後をどうしていくかというのがまた1つの大きなステップになっていくのかなと思うのですね。まず、品川と言いますといろいろなことを積極的に取り組んでやっているということは、非常に区民にとりましても重要なことだと思うのですが、その先をさらに見ながら、文化芸術というものを育てていっていただきたいなど、このように思うわけですが、この点についていかがかということと、あとは、町会、自治会、商店街というふうにありますけれども、ここもある意味では継続性もあるけれども、やはり大きく変わっていく部分もあると思うのですね。大体、イベントは中心者という方がおられて、その方が引っ張っていくような形にはなると思うのですけれども、うまくこのところを育てていくと言うのでしょうか、そういうような事業も、これから品川区がこういうイベント等を行う上においては重要だと感じておりますので、この点についても教えていただければと思います。

○立川文化観光課長

継続運営のところでございますが、今回の助成金が文化プログラムを推進していくということでございますので、委員おっしゃるように、オリンピックの開催までは最低でも継続していただきたいというものでございます。その後の部分でございますけれども、今回の文化プログラムの成果というものが、その後継続して残していく必要性というのがあると考えておりますので、今後についても区が助成して文化芸術に親しめる人を増やすであるとか、文化芸術にかかわっている方々に対して助成していくという考え方というのは継続していくというのが、現在考えているところでございます。

また、地域のイベント等、文化芸術関係の育成にかかわっている方に対する支援でございますけれども、こちらもやはり今後考えていかなければいけないというふうに現在思っているところです。

○浅野副委員長

やはり、人が変わると体制も変わりますし、また、やってきたものがある意味変化をしていくということになると、そういうときにどういう支援をしていくかということ、こちらも力を入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中委員

すみません。先ほどご答弁の中にあつたかもしれないのですけれども、助成金は同じ団体が次の年も助成金を受けられるとなったときには、2分の1ではなくて何分の何になるということはあるのですか。ないのですか。

○立川文化観光課長

これは2分の1という固定で実施するものでございます。

○田中委員

失礼しました。要綱などはこれからということなんでしょうか。

○立川文化観光課長

実際の助成金の交付要綱というのを制定いたしまして進めてまいります。

○田中委員

ありがとうございます。

○のだて委員

対象にならない主な事業というところで、「同好会等」というのがあるのですけれども、なぜこの同好会が対象にならないのかというところを伺いたいのですが、この前に書いてあるカルチャースクールというのは営利のところですかと思っております。この同好会について伺いたいです。

○立川文化観光課長

これは、「発表会や定期演奏会」というところにかかります。実際に町場で文化活動をされている人たちというのは、大体、ある活動のサークルであるとか教室であるとか、そういったところでお稽古をされていて、そういった団体というのは定期的に発表会などをやったりするわけですね。それはカルチャースクールでの教室であったり、同好会という名称の教室であったり、そういった団体が行う発表会等については助成はしませんよというふうに言いたいということです。

○本多委員長

大丈夫ですか。

ほかにないようでしたら、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察について

○本多委員長

次に、予定表2の行政視察についてを議題に供します。

昨日の委員会でご決定いただいた所管事務調査の項目や、各委員の要望をもとに正副で協議した行政視察の案についてお手元に配付させていただきました。候補地として、まず、青森県八戸市で、「八戸ポータルミュージアムはっち」、北海道函館市で、「函館市地域交流まちづくりセンター」、北海道ニセコ町で、「観光行政について～観光協会の株式会社化」、北海道札幌市で、「インバウンドプロモーションについて～外国人誘客事業」をそれぞれ視察先の候補として考えております。所管事務調査項目や委員からの要望のほか、過去の区民委員会の行政視察の調査項目等、さまざまな観点から検討して、正副でまとめました。よろしければ、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思いますが、それぞれご意見をいただきたいと思っております。日程につきましては、資料のとおり、今現在9月3日から9月7日のうちの3日間というふう考えております。ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○渡辺委員

日程はこの範囲で絞られていたら、あとは相手のあることなので、正副委員長と事務局に交渉はお任せで、全く問題ないと思います。あとは内容もそれぞれこれだけ具体的なものがあるし、移動手段もおそらくスムーズな気がするし、いろいろな配慮がされているので問題ないと思います。このとおり進めていただければ幸いです。

○藤原委員

相手があることですが、これでよろしく願いいたします。

○大倉委員

このとおりでいいかと思っております。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

それでは、先方との調整に入りまして、次回の委員会において改めて正副案をお示しし、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先方との調整次第では、候補地、調査項目等を含め、日程案を練り直すこともあります。その点も含めまして正副にご一任いただければと思います。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○本多委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

まず、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

それでは、この案のとおり申し出します。

(2) 委員長報告について

○本多委員長

次に、(2)委員長報告を議題に供します。

昨日の議案審査の委員長報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ありがとうございます。

それでは、正副でまとめさせていただきます。

(3) その他

○本多委員長

次に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○池田スポーツ推進課長

私からは、しながわ体操出前教室についてと、夏季屋外プールの開放について、2つをご報告させていただきます。

まず最初に、しながわ体操出前教室についてでございます。

こちらの目的でございます。区民の健康増進のために昨年6月にしながわ体操ができました。この体操は子どもから高齢者まで広く普及させるために、区内施設・団体等にしながわ体操の指導者を派遣して、多くの方にしながわ体操を覚えていただくことのできる環境整備をするということが目的でございます。

内容としましては、区内の施設を中心に活動しているサークルや企業、学校、幼稚園等の団体を対象

にいたしまして、講師を1回40分程度ですけれども派遣いたしまして、しながわ体操を無料で講習するものでございます。

講師につきましては、以下の団体等でしながわ体操を習得した者を講師として登録するという事で、品川区トリム体操連盟、品川スポーツ推進委員会、それと、スポーツ推進課が認めた団体ということになっております。

予算額につきましては、出前教室の指導員謝礼としまして12万円。

周知の方法につきましては、広報しながわ7月1日号で既にご案内しているところでございますけれども、区ホームページ、区施設へのチラシ等で案内をしているところです。

もう1点の、夏季屋外プールの開放についてでございます。

目的でございますけれども、区民が遊泳を気軽に楽しめる機会を提供するという事で、夏の余暇の充実、地域スポーツの一層の振興を図るということで、プールを開放するものでございます。

開放施設については、まず、しながわ区民公園の水泳場がございます。期間につきましては7月10日から9月9日まで、時間については、こちらに書いてある時間でございます。使用料につきましても大人400円、中学生200円、小学生100円という形になっております。予算額について、1,127万3,000円、これは歳出額、委託料等になります。382万円が利用料等の歳入ということになります。

次に、学校プールでございます。こちらは夏休み期間全部ということではなく、一部の期間ではございますけれども、台場小学校、芳水小学校、第四日野小学校、第二延山小学校、源氏前小学校、鈴ヶ森小学校、鮫浜小学校、富士見台中学校の8校を、7月21日から8月5日までの土・日、6日間ですけれども、無料で開放するものでございます。時間につきましてはこちらに書いてあるとおりで、土曜日が午後1回、日曜日については午前と午後の2回となっております。使用料につきましては無料ということでございます。予算額について、543万7,000円、こちらはプールの管理委託ということでとったところでございます。こちらの周知につきましても、広報しながわ7月1日号で行っているほかに、統合ポスター・チラシ、それから区のホームページ等で周知をしているところです。

○本多委員長

報告が終わりました。本件に関しましてご確認等ございましたらご発言願います。

○のだて委員

屋外プール開放についてですけれども、この間も言ってきておりますけれども、伊藤学園のプール開放を求めていました。今回、この学校プールの開放に伊藤学園が入っていないということなのですが、ぜひ、開放してほしいという声もありますので、加えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

こちらの学校プールの開放でございます。これは基本的には屋外プールで、学校に入ったところからすぐにプールに入れるようなところ、動線上にあるプールを指定しているところでございまして、例外としまして台場小学校と第二延山小学校につきましては屋上になっておりますけれども、こちらは以前からやっているということで開放を行っているということです。伊藤学園のプールは温水プールということで、以前に開放していたこともございますけれども、こちらとは性質が違うところでして、現在のところは学校の夏休みの開放というところでは考えておりません。

○のだて委員

伊藤学園は性質が違うというお話なのですが、区民の方はやはりプールに入りたいと、ここにもありますとおり、遊泳を気軽に楽しめるところで、近くにあったものがなくなってしまったというところで、やはりそのためにプールに行かなくなってしまったという方もいらっしゃると思いますので、このプール開放についても、ぜひ伊藤学園も検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

温水プールの利用につきましては、豊葉の杜学園ができたことで伊藤学園のほうは中止ということでそこで一度既に話は終わっているかと思います。

もう1つ、開放施設の夏のプールでございますけれども、伊藤学園の周辺というところでは、実は富士見台中学校、それから鈴ヶ森小学校というような形で、周辺にもございます。特に、こちらのほうは親子で楽しんでもらうことを主としてやっていることでございまして、基本的には小学校の浅いプールを楽しんでいただくというところですので、実際に、富士見台中学校のプールというのは中学校のプールということで水深が1.1メートルから1.5メートルということで、実際に大人の女性が入ると、一番深いところでは頭が少し水の中に入ってしまう方もいらっしゃるということもございまして、できれば小学校の、こういった親子で楽しめるプールということで、ぜひこの期間に楽しんでいただくということが趣旨でございますので、ご理解いただければと思います。

○のだて委員

親子で楽しんでもらうのが趣旨だというお話ですが、やはり地域で開放を求められているわけで、近くに富士見台中学校ですとか鈴ヶ森小学校があるというお話ですが、この伊藤学園のところでも、ぜひ検討していただきたいと思います。別に温水プールということではなくて、水でもいいのですね。歩いたりする方もいらっしゃいますし、そういった中でぜひ開放していただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

あとは、なぜ開放できないのか伺いたしたいと思います。

合わせて、しながわ区民公園のところですが、使用料が大人400円、中学生200円、小学生100円ということになっておりますけれども、やはり中学生以下、この目的にもあるとおり、夏季の余暇の充実ですとか、スポーツのより一層の振興を図るという意味では、中学生等は収入がないわけで、お小遣いをどのぐらいもらっているかわかりませんが、そういった中で無料にしていくということでより一層振興することができるというふうに思うので、無料にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

まず、伊藤学園の夏季のプールでございますけれども、確か伊藤学園が中止になったときには、夏はとにかく暑くて利用ができないというような話があったかと思います。そうしたことがありましたので、今回新たに夏の期間だけ一般の方に開放するという事は厳しいかと思います。

また、利用料についてですが、しながわ区民公園の利用料について、中学生についても無料化ということのご要望でございますけれども、私どものほうでは利用者の方に負担をしていただくということで、全ての運動公園施設をご利用いただくときに使用料ということでお支払いいただいているところですので、その辺のところは今のところは考えておりません。

○のだて委員

プール開放のほうは夏が厳しいという話でしたけれども、そのときは温水プールで夏が暑いということで多分厳しいということだと思っておりますが、今度は普通に水のプールでやるということを求めている

わけですけれども、それでも厳しいという理由はこういったことなのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

あと、区民公園のほうは利用者負担をしてもらおうということですが、やはりスポーツの振興等を考えると、中学生以下は受益者負担という考え方をやめていくべきだと思います。やはりこの中で子どもたちが利用することによって成長・発達もありますし、スポーツを楽しむということを通じて成長していくということもありますので、ぜひそこは検討していただきたいと、改めて伺いたいと思います。

そして、ロッカー代が今10円とられていると思うのですが、これもやはりほかのところだと10円を入れても戻ってくると、実質無料になっているというところもあると思うのですが、やはりそういったことで、このロッカー代について受益者負担ということでやっていらっしゃるのかと思います。そういったところを改めて伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

まず、伊藤学園のプールでございますけれども、これは温水プールであることが原因ではございませんで、上の部分、ガラスの部分が、日光がかなり熱くなって、温室効果というよりも、本当に暑い部屋になって、暖房効果以上のものになってしまうということで、それで中止という形になっています。

それと、使用料につきましても、こちらは特にあくまでも利用者の受益者負担ということでございますので、これはプールだけということではございませんので、ご理解いただければと思います。

あとは、ロッカー代につきましても、こちらのロッカーもずっと長くもっているものでもございません。実際に買い換え等が必要でございますので、こういったことで実際に歳入とさせていただいているということでございますので、こちらもご理解いただければと思います。

○田中委員

しながわ区民公園水泳場についてなのですが、利用制限の中に、おむつのとれていない幼児はプールには入れないということがあるのですが、今、ここにも書かれているように、水着がわりに着用できる紙おむつというのが出ているのではないですか。それがあってもだめということ、確か保健所の関係でだめだったと思うのです。でも、やはり入りたいという声もありますし、あとは、もし入れない、プールサイドの水が落ちてくる部分、足だけじゃぶじゃぶ入れる部分があったと思うのですが、そこはプール用の紙おむつをはいている子どもも入れるのかとか、年齢の離れた兄弟の方で、片方は入れるけれども片方は入れないとか、入口のところで、おむつをはかれていますので入れないですよというストップがかかってしまう場合があるという声を聞いています。その辺が、確か以前どこかで質問したと思うので、検討されているのかどうか、その辺を伺いたいのではございますけれども。

○池田スポーツ推進課長

まず、年齢のところでございますけれども、あくまでも何歳以上ということではなく、おむつがとれていないお子様はという条件でございますので、そちらはご理解いただければと思います。それで、おむつのとれていないお子さんがいた場合に、では、しながわ区民公園のプールを使えない、遊べないというような場合はどうしたらいいのかということもございます。私ども、実は児童センターにも乳幼児のプール開放というのもございまして、児童センターの屋上で小さなプール、それこそ就学前の子と低学年の子という形でプールを分けて遊ばせているというものがございます。児童センターに若いお母さんと小さなお子さんがたくさん集まって、茶話会のように集まるサークルもつくっておりますので、児童センターの乳幼児のプールをご利用いただければと思います。こちら、区のホームページで児童センターの部分にプール開放についてのご案内がそろそろ出ると思いますので、皆様にご周知いただければ

ばと思います。

○田中委員

ありがとうございます。でも、今聞いているのは、児童センターのことではなくて、しながわ区民公園の水泳場のことを伺っていて、今お話しされていた児童センターのこともわかるのですが、そうすると今度は小学生以上の子が入れなかったりするのですよね。年の離れた兄弟と一緒にプールで遊べる、遊びたいというときに、ここを利用しようとしたときに、おむつのとれていない子は入れませんということを入口で言われてしまい、入れないということもあると。入れた場合は、プールサイドのところで休んでいなければいけない。ちょっとでもプールのほうに近づくと、だめですとなってしまおうという声を聞いているので、その部分なのですからけれども。

○池田スポーツ推進課長

しながわ区民公園のプールは、おむつのとれていないお子様はご遠慮いただいている、これはそのルールでやっておりますので、おむつをつけている方はプールに入れないと、中にも入れないと、そういうふうにご理解いただければと思います。

○田中委員

中に入れないことはないですよ。プールサイドでの見学は可能ということが利用制限に書いてあるので、そこは大丈夫だと思えます。だから、足を入れて遊べる場所だったら、プールに直接おむつを入れなければ遊べるよであったり、子どもたちが遊泳を気軽に楽しめる機会を提供すると書かれておりますので、区民が遊泳を気軽に楽しめる機会を提供するというで。子どもたちも立派な区民の1人なので、ぜひ、そういう、だめだよと締め出すのではなくて、一緒に遊べるような条件にしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

プールにつきましては、おむつのとれていないお子様ではなく、水泳のパンツをはいていただいて、遊んでいただくということでお願いいたします。

○田中委員

プール用の紙おむつのパンツをはいていても、このプールサイドでの見学もだめということなのか。どうなのでしょう。

○池田スポーツ推進課長

ルールとして、おむつのとれていないお子様はだめというふうなご理解をいただきたいと思えます。

○田中委員

ごめんなさい。何度も。「水着がわりに着用できる紙おむつ、トレーニングパンツ、裸でも、プールに入れません」はあるのですけれども、プールサイドには一緒に連れて行くことはできますか。どうでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

先ほど委員がおっしゃったように、控えるとか、そういうところでは構わないと思えますが、水に入るとのこと、これはおむつのとれていないお子様はだめということをお願いしています。

○田中委員

では、確認です。プールサイドには紙おむつをはいている子も入れます。ただ、水を浴びるような、キノコの形でしたか、水を浴びるところ、あそこでも子どもは浴びられないということですか。

○池田スポーツ推進課長

あくまでも、水がかかるところは遊ぶところですから、そこは当然おむつのとれていないお子さんにご遠慮いただくということです。

○田中委員

確かに水を浴びてはいけないという話があったので、そのときのお母さんは霧吹きを用意して、子どもにしゅっしゅっとやっていたら、それもだめだという話だったのですけれども、おもちゃとしてそれは認めていないということだったのですけれども、でも、熱中症対策として、幼児のおむつをはいている子は、その暑いプールサイドでずっといなければいけないのかということもあるのですね。その部分などはどのように考えておられますか。

○池田スポーツ推進課長

あくまでも、おむつがとれていない子は、水遊びは中ではできませんというふうをお願いしているところです。

○田中委員

では、おむつのとれていない子と、とれている年の離れた兄弟というのがありますし、あとは小さい子たち、おむつがとれていない子たちも立派な区民の1人なので、どうかその子たちも遊べるような、ここで一緒に遊べるような何かしらを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。これから。

○池田スポーツ推進課長

現在のところ、紙おむつではプールのほうに入れられないということでご理解いただければと思っております。

○田中委員

検討してほしいのですけれども、いかがですか。

○池田スポーツ推進課長

こちら、あくまでもプールの利用については、私どもスポーツ推進課だけで決めるところではなく、実際に保健所とかそういったところで衛生届の問題もございますので、そちらのほうで緩和されるようなことがありましたら、紙おむつがそのままオーケーであるというような、そういう指針があればやりますけれども、大変申し訳ないのでけれども、そういった国や都の動きを見ながらやらせていただくような形になると思います。

○田中委員

確かに、保健所からそういうルールがあるというのは聞いています。ですので、それでもやはり一緒に遊べるようにぜひ検討を、保健所の管轄であったり、いろいろな横のつながり、関係部署との検討を、ぜひおむつがとれていない子どもがどうしたら一緒に遊べるかということも検討していただきたいと要望します。お願いします。

○本多委員長

ほかはよろしいですか。

○大倉委員

すみません。教えていただきたいのですが、区民公園の水泳場のほうなのですけれども、この夏季以外の使用について、何か使うという可能性、ほかでは今いろいろな使い方がされているところもありますけれども、現在どうなっているのかというのを教えてもらいたいのと、何かプール条例のようなかわりで、使い方についても制限されているのかどうか教えていただきたいのと、例えば夏季の夜8時ま

でというところと言うと、その後の夜間の貸切などはできるのでしょうか。ほかで、例えば水族館なども貸切をやっていたりするという、近くに大井競馬場などがあって、何かうまく面的に連動できたりするのかというところで、今後のそういった夜間の使い方という考え方があれば、教えていただければと思います。

○池田スポーツ推進課長

まず、しながわ区民公園の利用時間についてですけれども、これは午後8時までということで、なおかつ今ナイターをやっているのが水曜日と土曜日と日曜日ということになっているので、あとはその他の時間での延長などということについては、特に定めたものはございませんので、これはまた今後のスポーツ振興の上でどうかということも、関係各課と話し合いをした上でやっていく形だと思いますので、今すぐ夜間の貸切などを行うことはないと思います。

もう1つ、夏以外のプールの利用状況でございますけれども、以前の形のプールでは、釣堀というものを冬の間やっておりました。今回も、新しくなっているところで、試験的に釣堀のようなことをやっていました。今後、これを継続するかどうかについては、あくまでも試験的に、確か昨年かその前ですか、川魚を入れて釣堀をやっていたことがありましたけれども、これ以降、継続するかどうかについては、公園課のほうで所管しておりますので、私どものほうではわかりません。

○大倉委員

地域のスポーツでより一層の振興という部分で言うと、夜間の使い方についてもいろいろとご検討いただければいいかなと。土曜、水曜、日曜日以外というところも含めて、意見として。

夏季以外の使用についても、できれば釣堀などもいいのかなと思いますけれども、さまざまなスポーツの振興というところの観点も入れて、夏季以外の活用についても考えていっていただきたいと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

まず、貸切時間につきましては、これから検討させていただくような形になります。ただ、実際にプールの一般開放については7月10日から9月9日というふうになっておりますけれども、その前の等々、実は7月1日から10日までやるのですけれども、これは一般貸切で優先的にやるというような形でございます。

あと、プールの実際の管理状態については、夏季の開放については私どもスポーツ推進課で行っているところですが、プールの期間が終わりますと、実際には公園課のほうで、先ほどお話ししましたように釣堀を試験的にやってみたりというふうなことはございまして、夏以外の部分につきましてはどうやるかということについては、私どものほうでは何とも言えない状況ではございます。

○大倉委員

最後に、夏季以外の使用は公園課ということですが、うまく、目的のところではプールなのでスポーツというところで体を動かす、運動するというところで、何かそういったところの連携も踏まえて、これだけということではなく、いろいろな視点をもって連携をしていっていただきたいと思いたす。

○池田スポーツ推進課長

確かに承りました。

○渡辺委員

しながわ区民公園のプールのことで、議会の同僚にも熱烈な愛好者がいる中で、その方がよく言っているのは、ものすごく施設改修後はおもしろくなったと。お子さんの満足度がとにかく、大人も含めて

大変高いと、かなり熱烈なファンを持たれているプールだなど思っています。その中で料金も、先ほどどなたか料金の話が出ていましたが、行政がやるゆえに、とても安価、あれだけの施設で大変安価に低料金で運営されていて、ここも満足度の1つだと思います。

伺いたいのは、ありがちなのですが、区民料金という区分があってもいいような気がするし、今現状、統一料金である理由がそれなりにあるのかなと、その辺を教えてもらえればと思います。

さらにその後に、先ほどの熱烈なファンのように、継続的な方が、ありがちと言ったら変ですが、最近、テーマパークでパスポートのような、あるいは回数券のような、複数回利用される方の割安感は検討がなされているのかどうか、なされたのか、あるいは今後含みがあるのかどうか、その辺を教えてください。

○池田スポーツ推進課長

まず、利用料金については、区民料金と区外料金のことでございますけれども、外に券売機が置いてあるのですけれども、夏ということで軽装の方が多くございまして、なおかつロッカーということで肌を露出する状態になりますので、貴重品などをお持ちでない方もいらっしゃるかと思いますので、なかなか区民か区民でないかという判断が難しいところでございます。そういうところもございまして、現在のところ、特に区民料金等は考えていないところでございます。

あとは、テーマパークのようなパスポートということについては、ご意見を初めて頂戴したところですけれども、今のところはそこまでは考えていないところでです。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

○浅野副委員長

プールの開放ということでお伺いしたのですけれども、私はしながわ区民公園水泳場は行ったことがないのでどういう雰囲気かというのがよくわからないのですが、開放している期間というのは、例えば監視員の方とか、そういう方は配置をされているのか。学校プールだとされているとは思いますが、そういう事故防止の観点からどのような体制をとられているのか教えてください。

○池田スポーツ推進課長

しながわ区民公園のプールでございまして、子ども用のプールが1つ、それから変形プールということで大人も使えるプールということで2カ所ございまして、監視員につきましては1日平均6人ずつ配置していますので、午前6人、午後6人という形で配置しております。そのほかに、ほかの部分での切符切りなど、そういったことで人数では多数配置しているようなところでやっております。

○浅野副委員長

配置はされているということで、どこにも書いていなかったもので、どうされているのかなと思ったので、質問させていただきました。

あと、学校のプールについては、それは大人の人も監視をしているのかなと思うのですが、こちらもどのような体制で安全対策に臨まれているのか教えていただきたいと思います。

○池田スポーツ推進課長

学校プールにつきましても、地域の方が受付等をやっておりますけれども、実際のプールの中には監視員が2人ほどつくような形で配置しております。

○浅野副委員長

ありがとうございます。やはり安全をしっかりと確保していただいて、事故のないように、子どもた

ちが元気よく遊べる、また泳げるという機会をどんどんつくっていただければと思います。

○本多委員長

よろしいでしょうか。

○大倉委員

すみません。最後に。先ほどの区民割引というところと定期券の利用というところで思ったのが、定期券にしたほうが区民かどうか、事前に登録してもらえば判断しやすいのかなと、そういったことも考えていいのかなと思ったので、意見だけ。

○本多委員長

では、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして区民委員会を閉会いたします。

○午前11時33分閉会